

質問及び回答

次の一般競争入札に関する質問について、以下のとおり回答します。

業務名： 奈良市幼児健康診査（1歳7か月児・3歳6か月児）における保健師派遣業務委託

番号	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答
1	「14 履行場所適法性の消滅時の特則」について 診療所扱いとなり、とありますが、現在診療所登録はされていないという認識でよろしいでしょうか。また、今後診療所となる見込みはあるのでしょうか。	現時点では診療所登録はされていません。 本特則は、将来的な法令解釈の変更や施設運用の変更等により、万が一当該場所が診療所とみなされ、労働者派遣法上の制限（医療関連業務の派遣禁止等）に抵触する事態が生じた際のリスク管理として設けているものであり、現時点で診療所とする具体的な計画があるものではありません。
2	履行期間について 契約締結の日から、とありますが、具体的な派遣開始日はいつとなりますでしょうか。	本業務の委託期間は「契約締結の日から令和9年3月31日まで」となりますが、実際に保健師を派遣いただく具体的な日程については、契約締結後に提示する別紙「健康診査日程表」に基づき相談させていただきます。
3	勤務者の交通費のご請求は可能でしょうか。	委託料については、「入札の結果に基づく単価（1人1回あたりの金額）に履行実績を乗じた額」となります。この単価には派遣に伴う諸費用（交通費等）が含まれるものとして積算し、入札を行ってください。 したがって、単価とは別に交通費を請求することはできません。
4	車通勤は可能でしょうか。可能である場合、駐車場の使用は可能でしょうか。また、駐車場の料金についてご教示いただけますと幸いです。	本業務の履行場所（はぐくみセンター）において、派遣労働者用の専用駐車場は確保しておりません。原則として公共交通機関を利用してください。 やむを得ず自家用車等を利用する場合の駐車場確保および費用負担は、受託者または派遣労働者の責任において行って頂くこととなります。 はぐくみセンター駐車場の料金については、以下より確認してください。 はぐくみセンター駐車場の案内 - 保健所・教育総合センター（はぐくみセンター） - 奈良市ホームページ（保健所・教育総合センター管理室）